

株式会社栃木銀行と

「働き方改革に関する連携協定」を締結！

さらに、「子育てサポート企業」として認定！



しろかね としき

栃木労働局(局長 白兼 俊貴)では、平成30年9月11日に「とちぎ公労使協働宣言実現会議」に参加いただいている株式会社栃木銀行(宇都宮市、取締役頭取 黒本 淳之介氏)との間で、栃木県における働き方改革を推進することを目的とする連携協定を締結しました。



(左)
栃木労働局長
白兼 俊貴

(右)
株式会社栃木銀行
取締役頭取
黒本 淳之介氏



株式会社栃木銀行と栃木労働局との働き方改革に関する連携協定の内容

- ① 労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進等働き方改革に関すること。
- ② 人材の確保・活躍、労働生産性の向上に関すること。
- ③ 栃木労働局の施策の広報・周知に関すること。
- ④ その他本協定の目的に沿うこと。

さらに、同日、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として認定し、認定通知書交付式を行いました。



(左)栃木労働局
雇用環境・均等室長
木本 睦子

(中左)
栃木労働局長
白兼 俊貴

(中右)
株式会社栃木銀行
取締役頭取
黒本 淳之介氏

(右)
株式会社栃木銀行
執行役員人事部長
高桑 幸男氏



(左)
栃木労働局長
白兼 俊貴

(右)
株式会社栃木銀行
取締役頭取
黒本 淳之介氏

栃木労働局 雇用環境・均等室
TEL:028-633-2795